別紙様式第12号から別紙様式第15号の２までを次のように改める。

別紙様式第12号から別紙様式第15号の２まで　削除

別紙様式第15号の３中「〇〇共済組合」を「共済組合」に改め、「発行機関所在地」を削り、「組合員証等」を「資格確認書」に改める。

別紙様式第21号の２中「〇〇共済組合特定疾病療養受療証」を「共済組合特定疾病療養受療証」に、「組合員証等」を「資格確認書」に改める。

別紙様式第21号の２の３及び別紙様式第21号の３を次のように改める。

別紙様式第21号の２の３

（表）

共済組合限度額適用認定証

令和　年　月　日交付

組合員	記号		番号	（枝番）
	氏名			
	生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
適用対象者	氏名			
	生年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
	住所			
発効年月日		令和　年　月　日		
有効期限		令和　年　月　日		
適用区分				
発行機関	組合 （保険者） 番号名称 及び印			

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。
※　電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

（裏）

注　意　事　項

1　この証は、各面をよく読んで大切に持つていて下さい。

2　この証によつて療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。

3　保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を資格確認書に添えて渡して下さい。

4　組合員の資格がなくなつたとき、法の短期給付に関する規定の適用を受けない組合員となつたとき、被扶養者でなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を共済組合に返して下さい。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法によつて詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく共済組合に差し出して訂正を受けて下さい。

備考

1　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。

2　この証は、対象者１人毎に作製すること。

3　対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5　適用区分欄には、適用対象者が国家公務員共済組合法施行令第11条の３の５第１項第２号又は第２項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第１項第３号又は第２項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第１項第１号又は第２項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第１項第４号又は第２項第４号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第３項第４号又は第４項第４号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第３項第３号又は第４項第３号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

7　別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。